

【新型インフルエンザ等が発生した場合の役割分担】

対 策 等	国	北海道	厚岸町
体 制	・ 政府対策本部の設置	・ 道対策本部の設置	・ 町対策本部の設置 (緊急事態宣言以降)
ま ん 延 止 防 止	・ 国内外の発生状況や 動向、原因の調査 ・ 登録事業者への特定 接種の実施 ・ 住民への予防接種の 指示 ・ 海外からウイルスが 持ち込まれないため の検疫	・ 道内の発生状況や動 向、原因の調査 ・ 予防接種への協力 ・ 学校、興行場、催事 の制限の要請・指示 ・ 医療提供体制の確保	・ 情報収集と住民への 周知 ・ 住民への予防接種の 指示 
国民生活 の 確 保	・ 食料品等の生活必需 品や、医薬品などが スムーズに流通する ための措置 ・ その他国民生活・経 済の安定に関する措 置	・ 食料品等の生活必需 品や、医薬品などが スムーズに流通する ための措置 ・ その他国民生活・経 済の安定に関する措 置	・ 国・道の措置への協 力 ・ 緊急時の火葬、埋葬

※住民への予防接種の対象者や優先順位については、新型インフルエンザ等の発生後に国が決定することとなっています。
※町民の皆さんへの予防接種の前に、『特定接種』として医療や介護従事者、公務員の一部等、新型インフルエンザ対策に従事する人たちに対する予防接種が先行して行われます。

感染を
予防する
には？

新型インフルエンザ等は、患者が咳やくしゃみをしたときの『しぶき』に含まれるウイルスを、周囲の人が吸い込むことなどによって感染すると予測されています。
感染の広がりを予防する一つの方法として、『手洗い』や『咳エチケット』があります。日頃から感染予防に努めましょう。



手洗い

ドアノブなど
さまざまなもの
に触れることに
より、自分の手
にもウイルスが
付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や調理の前後、
食事前などこまめに手を洗いましょう。

咳エチケット

咳やくしゃみが直接人にか
からないようにカバーしまし
ょう。

【咳やくしゃみをするときは】

- ・ マスクを着用しましょう
- ・ ティッシュなどで鼻と口をおおきましょう
- ・ とっさの時は袖や上着の内側でおおきましょう
- ・ 周囲の人からなるべく離れましょう
- ・ こまめに手洗いをしましょう



※計画書は保健福祉課健康づくり係にあるほか、厚岸町ホームページでご覧になれます

問い合わせ／保健福祉課健康づくり係 ☎53-3333

厚岸町新型インフルエンザ等対策行動計画策定

新型インフルエンザ等の発生に備えて

『新型インフルエンザ等』
とは？
毎年、主に冬に流行を繰り返す『季節性インフルエンザ』とは異なるインフルエンザのことをいいます。
①これまで人の間で流行したことのないインフルエンザウイルスが、トリやブタの世界から人の世界に入ってきて、新たに人の間で感染するように

計画の目的
新型インフルエンザ等は、発生の予測や阻止が困難であることや、町民の生命・健康や経済全体に大きな影響を及ぼすことなどが想定されま
す。
このような特徴を踏まえて、新型インフルエンザ等対策の目的を次の

これまで、人の間で流行したことのない、『新型インフルエンザ』等の未知の感染症は、世界規模で発生の危険性が高まっています。
ほとんどの人はこれらの感染症に対する免疫(抵抗力)を持っていないため、発生すると世界的な大流行が起こることが予測されます。
町では、国内外でこれらの感染症が発生したときに備えて施行された『新型インフルエンザ等対策特別措置法』に基づき、町での対応を定めた『厚岸町新型インフルエンザ等対策行動計画』を策定しました。

なった新型のインフルエンザ
②かつて世界的規模で大流行したインフルエンザで、その後流行すること無く長期間が経過して、現在の国民が免疫を持っていないインフルエンザ
③今までに発生したことがない、まったく未知の新たな感染症
新型インフルエンザ等が発生すると世界的な大流行（パンデミック）となり、多くの死者が発生したり、社会が大混乱する可能性があります！

ように定めます。
①感染拡大をできる限り抑え、町民の生命と健康を守る
②町民の生活への影響を最小限に抑える
的確かつ迅速に
対策を実施するために
【柔軟な対応】
一つの対策に偏重して準備を行うと、その対策が外れた場合に大きなリスクを背負う可能性があります。そのため、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も含め、さまざまな病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう柔軟に対策を講じます。
【発生段階に応じた対応】
新型インフルエンザ等対策は、感

染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めます。
【社会全体で取り組む感染拡大防止策】
不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待されます。
従業員の罹患等により、一定期間事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることを町民に呼びかけます。
【町民一人一人による感染拡大防止策】
事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要です。日頃からの手洗い等、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。